

○沖縄県景観形成条例施行規則

〔平成7年8月1日
規則第52号〕

〔沿革〕 平成8年3月31日規則第42号、9年3月7日第8号、12年3月31日第116号、13年3月23日第23号、14年3月12日第4号、17年3月1日第3号、17年7月26日第74号、19年9月28日第88号、21年12月25日第58号改正

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県景観形成条例（平成6年沖縄県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める工作物は、次に掲げるもので建築物以外のものとする。

- (1) 擁壁、垣（生け垣を除く。）、さく、屏その他これらに類するもの
- (2) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの（第12号に掲げるものを除く。）
- (5) 電波塔、物見塔、裝飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (6) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設
- (8) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (9) 自動車車庫の用に供する立体的な施設
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- (11) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設
- (12) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの

(指定等の案の公告)

第3条 条例第8条第4項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) モデル地区の名称
- (2) モデル地区（区域の拡張の場合にあっては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域

(3) モデル地区の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 条例第9条第3項において準用する条例第8条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) モデル地区基本計画の名称

(2) モデル地区基本計画の決定又は変更の案の概要

(3) モデル地区基本計画の決定又は変更の案の縦覧場所

(公聴会)

第4条 知事は、条例第8条第6項（同条第10項及び条例第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、その開催の日の3週間前までに、公聴会の日時、場所、公聴会において意見を聽こうとする案件その他必要な事項を公告するものとする。

2 公聴会に出席して当該案件について意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の10日前までに、住所、氏名及び意見の要旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により書面を提出した者及び当該案件について意見を聞く必要があると認める者のうちから、公聴会において意見を述べる者（以下「公述人」という。）を選定し、その旨を公述人に通知するものとする。

第5条 公聴会は、職員のうちから知事があらかじめ指名した者が議長となって主宰する。

2 公聴会においては、議長が許可した者でなければ発言することができない。

3 公述人の発言は、意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。

4 公述人が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

5 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができる。

第6条 議長は、公聴会の終了後速やかに、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した記録を作成し、これに署名押印しなければならない。

2 議長は、公聴会の結果について、前項の規定により作成した記録を添えて知事に報告しなければならない。

(モデル地区における行為の届出)

第7条 条例第12条第1項の規定による届出は、景観形成モデル地区行為（変更）届出書（第1号様式）に、行為の種類に応じて、別表に掲げる図書を添付して当該行為に着手する日の30日前までに行わなければならない。

2 条例第12条第2項の規定による変更の届出は、前項の届出書に、同項の図書のうち当該変更に係る必要なものを添付して当該変更に係る行為に着手する日の30日前までに行わなければならない。

(モデル地区における届出を要しない行為)

第8条 条例第13条第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物等の外観の模様替え又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去（増築後及び改築後の高さ又は面積がアからエまでに規定する高さ又は面積を超えるものを除く。）
 - ア 第2条第1号に掲げる工作物で高さが1.5メートル以下のもの
 - イ 第2条第2号から第6号までに掲げる工作物で高さが5メートル以下のもの
 - ウ 第2条第7号から第11号までに掲げる工作物で高さが5メートル以下で、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの
 - エ 第2条第12号に掲げる工作物で高さが15メートル以下のもの
- (4) 前号アからエまでに掲げる工作物の外観の模様替え又は色彩の変更
- (5) 建築物等の改築で外観の変更を伴わないもの
- (6) 仮設の建築物等の新築、増築、改築、移転、撤去又は外観の模様替え若しくは色彩の変更
- (7) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 高さが5メートル以下で、かつ、伐採面積が500平方メートル以下の木竹の伐採
 - イ 農業又は林業を営むために行う木竹の伐採
 - ウ 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - エ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - オ 仮植した木竹の伐採
- (8) 次に掲げる屋外における物品の集積又は貯蔵
 - ア 集積又は貯蔵される物品の高さが1.5メートル以下で、かつ、その用に供される土地の面積が100平方メートル以下の物品の集積又は貯蔵
 - イ 集積又は貯蔵される物品を外部から見通すことができない場所での物品の集積又は貯蔵
 - ウ 集積又は貯蔵の期間が90日を超えて継続しない物品の集積又は貯蔵
- (9) 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取で、当該行為に係る部分の面積が500平方メートル以下で、かつ、当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
- (10) 次に掲げる土地の区画形質の変更
 - ア 変更に係る土地の面積が500平方メートル以下で、かつ、当該変更に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
 - イ 宅地の造成及び土地の開墾以外の行為で、農業又は林業を営むために行う土地の区画

形質の変更

- (11) 地盤面下及び水面下における行為
- (12) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
(規則で定める公共的団体)

第9条 条例第13条第3号（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）及び条例第22条第4項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人緑資源機構
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (3) 独立行政法人水資源機構
- (4) 日本下水道事業団
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (6) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 独立行政法人国立病院機構
- (9) 沖縄県住宅供給公社
- (10) 土地開発公社
- (11) 財団法人沖縄県農業開発公社

（行為の届出を要しない事業）

第10条 条例第13条第5号（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業
- (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業

（行為の届出を要しない地域、地区等）

第11条 条例第13条第6号（条例第19条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める地域、地区等は、次に掲げるものとする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財として指定された区域
- (2) 文化財保護法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財として指定された区域
- (3) 文化財保護法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物として指定された区域
- (4) 文化財保護法第143条第1項又は第2項に規定する伝統的建造物群保存地区
- (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園
- (6) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然

環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域

- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第6号に規定する景観地区及び同項第7号に規定する風致地区
- (8) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域
- (9) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定する特別緑地保全地区
- (10) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により設置された都市公園
- (11) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域
- (12) 沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第4条第1項の規定により沖縄県指定有形文化財として指定された区域
- (13) 沖縄県文化財保護条例第27条第1項の規定により沖縄県指定有形民俗文化財として指定された区域
- (14) 沖縄県文化財保護条例第32条第1項の規定により沖縄県指定史跡、沖縄県指定名勝又は沖縄県指定天然記念物として指定された区域
- (15) 沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号）第4条第1項の規定により指定された県立自然公園
- (16) 沖縄県自然環境保全条例（昭和48年沖縄県条例第54号）第17条第1項の規定により指定された自然環境保全地域
- (17) 沖縄県観光振興条例（昭和54年沖縄県条例第39号）第8条第1項の規定により指定された修景美化区域及び同条例第13条第1項の規定により指定された集落景観保存区域
(指導等)

第12条 条例第14条第1項又は第20条第1項の規定による指導又は助言は、届出のあった日から30日以内に、書面により行うものとする。

- 2 知事は、前項に規定する期間内に指導又は助言を行うことができない合理的な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、知事は、同項に規定する期間内に、当該届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を書面により通知しなければならない。
- 3 知事は、第1項の指導又は助言を行う必要がないと認めるときは、当該届出をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
(意見の聴取)

第13条 知事は、条例第14条第3項（条例第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定により意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取の期日の2週間前までに、意見の聴取の日時、場所その他必要な事項を指導に従わない者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により意見の聴取の開催の通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、病気その他やむを得ない理由により意見の聴取に出席できないときは、期日の変更を知事に申請することができる。

3 知事は、前項の規定により期日の変更の申請があった場合において、その理由が正当であると認めるときは、その期日を変更する旨を当事者に通知するものとする。

第14条 当事者は、意見の聴取に代理人を出席させようとするときは、意見の聴取の期日の前日までに、代理権を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

2 当事者又はその代理人は、意見の聴取に補佐人を出席させようとするときは、あらかじめ知事の許可を得なければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、前項の許可を取り消すことができる。

4 補佐人の陳述は、当事者又はその代理人が直ちに取り消さないときは、当事者又はその代理人が陳述したものとみなす。

5 当事者は、意見の聴取に参考人を出席させようとするときは、意見の聴取の期日の前日までに、その旨を記載した書面を知事に届け出なければならない。

6 前項の場合において、知事は、必要と認めたときは、参考人の数を制限することができる。

第15条 意見の聴取は、職員のうちから知事があらかじめ指定した者が主宰する。

2 意見の聴取は、口述審問により、非公開で行う。

3 意見の聴取においては、主宰者が許可した者でなければ発言することができない。

4 主宰者は、意見の聴取を妨げ、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることができる。

第16条 主宰者は、意見の聴取を終了したときは、速やかに、意見の聴取の経過についての調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

2 主宰者は、意見の聴取の結果について、前項の規定により作成した調書を添えて知事に報告しなければならない。

(既存建築物等についての要請)

第17条 条例第15条の規定による要請は、書面により行うものとする。

(大規模行為の規模等)

第18条 条例第16条第1号の規則で定める建築物の規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域の区域にあっては、高さ20メートル又は建築面積1,500平方メートルとする。

2 条例第16条第1号の規則で定める工作物の規模は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第2条第1号に掲げる工作物 高さ3メートル

(2) 第2条第2号から第11号までに掲げる工作物 高さ13メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル）又は建築面積1,000平方メートル

(3) 第2条第12号に掲げる工作物 高さ20メートル（電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該支持物の高さ15メートル、かつ、地盤面か

ら当該支持物の上端までの高さ20メートル)

- 3 条例第16条第3号の規則で定める規模は、高さ5メートル又は面積1,000平方メートルとする。
- 4 条例第16条第4号及び第5号の規則で定める面積は、3,000平方メートルとし、規則で定める規模は、高さが5メートルで、かつ、長さが10メートルとする。

(大規模行為の届出)

第19条 条例第19条第1項の規定による届出は、大規模行為（変更）届出書（第2号様式）に、行為の種類に応じて、別表に掲げる図書を添付して当該行為に着手する日の30日前までに行わなければならない。

- 2 条例第19条第2項の規定による変更の届出は、前項の届出書に、同項の図書のうち当該変更に係る必要なものを添付して当該変更に係る行為に着手する日の30日前までに行わなければならない。

(大規模行為の届出を要しない行為)

第20条 条例第19条第4項において準用する条例第13条第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 第18条第1項に規定する規模を超える建築物の増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 第18条第2項に規定する規模を超える工作物の増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の建築面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 第18条第1項に規定する規模を超える建築物又は同条第2項に規定する規模を超える工作物の外観の模様替え又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (4) 第18条第1項に規定する規模を超える建築物又は同条第2項に規定する規模を超える工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの
- (5) 仮設の建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更
- (6) 第18条第3項に規定する規模を超える屋外における物品の集積又は貯蔵で、次に掲げるもの

ア 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号に掲げる養殖用作業施設、荷さばき所及び野積場内における物品の集積又は貯蔵

イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第6号に掲げる荷さばき地内並びに同項第8号に掲げる野積場及び貯木場内における物品の集積又は貯蔵

ウ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域の区域内における物品の集積又は貯蔵

エ 集積又は貯蔵される物品を外部から見通すことができない場所での物品の集積又は貯蔵

- オ 集積又は貯蔵の期間が90日を超えて継続しない物品の集積又は貯蔵
- (7) 宅地の造成及び土地の開墾以外の行為で、農業又は林業を営むために行う土地の区画形質の変更
- (8) 地盤面下及び水面下における行為
- (9) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
(勧告及び公表)

第21条 条例第12条第3項（条例第19条第3項において準用する場合を含む。）又は条例第14条第2項（条例第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定による勧告は、書面により行うものとする。

2 条例第12条第4項（条例第19条第3項において準用する場合を含む。）又は条例第14条第5項（条例第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、条例第12条第3項又は条例第14条第2項の規定による勧告を行った旨並びに勧告の相手方及び内容について、沖縄県公報に登載する方法により行うものとする。

（景観形成住民協定の認定の要件）

第22条 条例第25条第4項の規定による景観形成住民協定の認定は、次に掲げる要件に該当するものについて行うものとする。

- (1) 町内会、商店街等の区域その他相当規模の一団の土地又は相当区間にわたる土地の区域を対象としていること。
- (2) 有効期間が5年以上であること。
- (3) 協定に係る土地の区域内における土地の所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者の三分の二以上の合意によるものであること。

（提出書類の部数）

第23条 この規則の定めるところにより知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

（調査書等）

第24条 知事は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 条例第12条第1項若しくは第2項又は第19条第1項若しくは第2項の届出に係る届出書の受理に伴うモデル地区景観形成基準又は大規模行為景観形成基準に係る調査書（第3号様式）の作成に関する事務。
- (2) 前号の届出書に係る届出処理台帳（第4号様式）の作成に関する事務。
(事務処理の特例)

第25条 条例第29条第5号に規定する規則に基づく事務であって、別に規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号に規定する調査書の作成及び知事への送付に関する事務
- (2) 前条第2号に規定する届出処理台帳の作成に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条及び第20条の規定は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月7日規則第8号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第116号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月12日規則第4号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年7月26日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第88号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に日本郵政公社が着手した沖縄県景観形成条例（平成6年沖縄県条例第34号。以下「条例」という。）第12条第1項各号に掲げる行為（条例第13条第1号、第2号及び第4号から第6号までに規定する行為に該当するものを除く。）又は条例第16条各号に掲げる行為（条例第13条第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する行為に該当するものを除く。）は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第166条第1項の規定によりこれらの行為に係る業務等を継承した継承会社等が条例第12条第1項又は条例第19条第1項の規定により知事に届け出た行為とみなす。

附 則（平成21年12月25日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。